

大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程

平成16年1月14日

放送大学規程第23号

改正 平成22年10月13日、平成23年1月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号。以下「学則」という。）第37条の3第1項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(単位を与える学修の範囲)

第2条 単位を与える学修の範囲は、当分の間、次のとおりとする。

- 一 本学への入学後に行った本学と連携協力関係にある短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修
- 二 本学の入学後に行った本学と連携協力関係にある高等専門学校の課程における学修又は専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(認定の方法等)

第3条 第2条第2号及び第3号に規定する学修について、本学の卒業の要件となる単位として認定する方法等は次のとおりとする。

- 一 本学と連携協力関係にある短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「連携協力校」という。）のうち、単位認定を希望する連携協力校から、開設する授業科目の内容を記載した資料等の提出を求め、それぞれの授業科目の内容を審査し、単位を認定することが可能な授業科目について、本学のいずれの科目区分に該当するかを含め指定する。
 - 二 前号での審査結果を当該連携協力校へ通知する。（当該連携協力校を通じ、その審査結果を学生に周知する。）
 - 三 当該連携協力校は、学生からの単位認定申請書に当該連携協力校での単位修得証明書を添付し、本学へ提出する。
 - 四 申請内容を確認のうえ、教務委員会に諮り、承認を得る。
- 2 前項第1号の審査及び科目区分の分類（以下「審査等」という。）は、教務委員会が行うものとする。
- 3 連携協力校から開設科目の改訂等の申出があった場合は、当該科目について、適宜、審査等を行うものとする。
- 4 第2条第1号に規定する学修についての取扱いは、なお従前のおりとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、認定の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月14日から施行する。

附 則（平成22年10月13日）

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成23年1月12日）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。